

axis news

アクシスグループ

9

2024

COLUMN

事業承継のウラ話
～先代側の承継後の立ち位置・役割について～



知りたいあれこれ Q&A

社用車での事故の責任等について

今月の助成金

令和6年度エイジフレンドリー補助金

事業承継の

ウラばなし



～先代側の承継後の立ち位置・役割について～

当社のお客様の中でも、今後事業承継を進める予定があるもしくは現在進行形で進めている方もいらっしゃるかと思います。前項に続き、親子での事業承継にフォーカス而当てて、みなさんが気づくポイントを当社の実例をもとお話したいと思います。

COLUMN

事業承継のウラ話 ～先代側の承継後の立ち位置・役割について～

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アックスグループ代表 川原 広平



01 会社の成長に関わる先代の役割

今度は先代側で、譲った後どうしたらいいのかわからないというケースがあると思うんですね。これも自分たちの例というか自分たちのケースから思ったことを言っているので、全ての会社さんに当てはまるわけではないかもしれないんですけど、ひとつ気づいたこととして、先代が譲った後に、先代はどちらかというと、後継者の上にいる、いわゆる影の経営者としてやるというよりも、現場に出てもらった方が助かるんじゃないかなと思うんですね。これには税理士という仕事の特性も関係しているかもしれないですが、税理士っていうのはプレイヤーじゃないですか、経営者でもありプレイヤーでもあるわけで、洋一さんも経営者をしていた時も常にプレイヤーでしたよね。

経営者としては、後継者が変わったなら、後継者が意思決定をして、社内の命令系統も後継者がしっかりやべきだと思います。そこでは、あれこれ隠れて指示を出すというよりも、現場に出てお客さんとの関係を最前線で整いってもらうこととしてもえらると、先代にしかできないこともあるし、後継者としても非常に助かることだと思います。先代が築いたお客さんとの関係があるわけですから、それを存分に生かしてもらいたいということです。例えば、うちの場合だとお客さんのところに行ってもらったり、従業員にノウハウを伝えてもらったりすることです。先代が一番社歴が長いですからね。洋一さんは2代目なんですけど、今は当然社歴としては一番長いです。プレイヤーとしても一番のベテランであり、現場のノウハウも豊富に持っているわけです。現場の細かいことはできないかもしれませんが、やはりお客さんが何を気にしているのか、どう伝えたら伝わるのか、どういう言葉を使うと響くのか、そういったノウハウは持っています。それを現場で従業員に伝えてもらえる、事業のレベルアップにも繋がります。

02 後継者にとって「助かる存在」と関係も良くなる

当社の場合でも、お客さんのところに行ってもらいい、自分が対応しきれない部分を補ってもらうことがあります。一緒に担当者とお客さんのところに行き打ち合わせをしてもらうことで、先代のノウハウを従業員に伝えてくれるとレベルアップしますし、助かります。それに感謝の気持ちも生まれ、関係も良くなります。

世の中の事業承継では、経営を譲るとどうしていいかわからなくなり、意思決定を続けたり影の経営者として指示を出す、なんてこともあります。私としては逆で、後継者に譲ったら、むしろ現場に出るべし！というのを提唱したいと思います。もちろん、譲る頃には社内で最年長になっていて、体力的には厳しいかもしれませんが、ここで言う「現場」は、体力的に厳しい作業という意味ではなく、お客さんや従業員に近い場所で今までのノウハウを十二分に発揮してもらうということです。そうすることで、後継者も非常に助かるんじゃないかと思います。



◀YouTubeでもっとリアルに話っていますので、どうぞ視聴ください！

一社用車での事故の責任等について

自動車は移動に欠かせないものですが、交通事故を起こしてしまうと運転している従業員だけではなく、会社にも責任が及ぶ可能性があります。今日は社用車で事故を起こしたときの責任について詳しくご紹介していきます。



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
 税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の議題

「社用車での事故の責任等について」

Q. 会社が負う責任にはどのようなものがあるの？

A. 会社が負う責任は主に2つあります。1つ目は運行供用者責任というもので、自動車損害賠償保障法第3条で定められており、従業員に自動車を運転させて業務運行をしている会社は、従業員が交通事故を起こした場合、会社も賠償責任を負うというものです。2つ目は使用者責任です。民法第715条で定められ、従業員が、何らかの不法行為を起こして第三者に損害を与えたとき、会社が不法行為を起こした従業員と連帯して責任を負うとされています。業務中はもちろん、業務時間外であっても、車両が会社名義であれば会社に責任が発生する場合があります。

Q. 従業員が自身の車で事故をした場合は？

A. 事故を起こしたのが業務中であれば会社も責任が発生します。従業員自身の車で通勤中に事故を起こした場合、明確に会社に責任がある・無いと言い切ることができませんが、会社の関与が小さくなればなるほど、会社の責任は認められにくい傾向にあるようです。

Q. 車の修理費はどのようなもの？

A. 車の修理費は、事故を起こしたのが従業員であっても、会社が負担するケースが多いようです。労働基準法第16条では、「賠償予定の禁止」ということで、事前に違約金や損害賠償額を予定する契約をしてはならないとされています。とはいえ、何度も指導や注意していたのにも関わらず同じ従業員が事故を起こして、その都度修理代が発生した場合は、従業員にも請求が可能です。

損害賠償額については、会社が負担することになりますが、事故を起こした従業員は会社から一部を請求されるケースも少なくありません。これは事故の原因にも大きく関係するためドライブレコーダーや事故当初の証言を基に会社と従業員との間で決めることとなります。

このような事態を招かないためにも、事故予防のために会社は定期的な交通安全研修の実施、運転前の健康状態や業務内容の確認が必要です。また、2023年12月1日よりアルコール検知器による運転前のアルコールチェックが義務化されていますので業務で車を使用する前には必ずチェックをお願いいたします。その他にも就業規則や社用車利用規定を設けて、従業員へ社用車やマイカー利用時の禁止事項や責任範囲を周知しておくといいですね。

LINE公式アカウント



税理士法人アクシス

アクシスでは、会計や労務、保険などお客様のお悩みに沿ったご提案をしております。前回は無償でご相談を受けておりますのでお気軽にお問い合わせください！
 また、弊社ではより多くの皆様に必要な情報をタイムリーに届けるためにLINEの公式アカウントを開設しております。LINE検索で「税理士法人アクシス」と入力していただくか、右のQRコードからご登録いただけます！

お問い合わせはこちらまで

アクシスグループ

088-631-8119

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

令和6年度エイジフレンドリー補助金

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば嬉しいです！

令和6年度エイジフレンドリー補助金

*「令和6年度エイジフレンドリー補助金」とは？

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために活用できる補助金です。

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ運動指導コース
対象事業者	・ 労災保険に加入している中小事業者かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること	・ 労働者を常時1名以上雇用している (年齢制限なし)
補助対象	・ 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導に要する経費
補助率	経費の1/2	経費の3/4
上限額	100万円※	

※消費税、振込手数料は補助金の対象外です。

※形手・小切手による支払い、ローンによる支払い、リース物件は対象外です。

(参考) 対象となる中小事業者の範囲

	業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店など	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、物品賃貸業、教育・学習支援業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

支給対象となる取り組み

1. 高年齢労働者の労働災害防止対策コース（対象：60歳以上の労働者）

ア：転倒・墜落災害防止対策

- ・作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）（※1）
 - ・作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
 - ・転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
 - ・階段への手すりの設置（※1）
 - ・高所作業台の導入
- （※1）法令違反状態の解消を図るものではないこと

イ：腰痛予防対策

- ・不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ・重量物搬送機器・リフトの導入（兼用タイプを除く）
- ・置断作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ・介護における移乗介助または入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の習得のための教育の実施

ウ：暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症予防対策）

- ・体温を下げるための機能のある服（空調服等）の導入
- ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備

エ：交通災害防止対策

- ・業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

下記に該当する場合は補助対象となりません。

- ・主として顧客や施設利用者が利用する施設や設備の改善等
- ・補助対象の作業に高年齢労働者が従事しない場合
- なお、労働者ごとに費用が生じる対策（高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）については、対策に関わる人数分に限り補助対象となります。

2. 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース（対象：全ての労働者）

転倒防止、腰痛予防に知見がある専門家による運動指導プログラム（労働者の身体機能チェック及び実技の運動指導を両立したもの）

※物品の購入はできません。

※治療や施術は運動指導プログラムに該当しません。

補助金申請の流れ

STEP①④⑤⑥は事業者にて実施。STEP②③⑦⑧は事務センターにて実施。



※「①申請書類提出」から「③交付決定」まで概ね2か月を要します。

※「③交付決定」前に「④発注・購入・施工」してしまうと、補助金を請求することができません。

申請期限

交付申請書類受付期限：令和6年10月31日(木)

支払請求書類受付期限：令和7年1月31日(金)

申請等受付窓口

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10トイザベル5階

【電話番号】

03-6381-7507（申請担当）

03-6809-4085（支払担当）

ホームページ：https://www.jashcon-age.or.jp

企画広報支援の気づきをシェア

COLUMN DIGEST / of 企画部

01

忙しい経営者さんにも有効なツール!? “音声配信” という選択肢

近年、多くの経営者さんがInstagramやYouTubeといったSNSを活用していますが、凝った画像や動画の作成に「ハードルが高い」と感じる方も少なくありません。そんな方におすすみたいのが、「音声配信」という新たな広報手段です！今回は、私が音声配信を実際に使ってみた感想や活用アイデアをご紹介します。

02

ハローワークのこんなサービスご存じですか？採用につながった事例もご紹介！

中途採用など、採用活動において多くの企業が利用しているハローワーク。求人票を出しても、なかなか応募がない…といった悩みをよく耳にします。そんな悩みをお持ちの皆様！ハローワークで求人票を出す際に、求職者へのアプローチを強化できる2つのサービスがあることをご存じですか？今回は、そのサービスについて解説するとともに、採用につながった事例もあわせてご紹介します！

アクセスグループ

税理士法人アクセス

社会保険労務士法人アクセス

行政書士法人アクセス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

[本社]

〒770-0051

徳島県徳島市北島田町

1丁目3-3

TEL:088-631-8119

FAX:088-632-6543

[吉野川支店]

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北

485番地1

TEL:0883-26-0182

FAX:0883-26-0187

[高松支店]

〒760-0079

香川県高松市松崎町

1050-27

TEL:087-814-5875

FAX:087-814-5876

[東京支店]

〒140-0002

東京都品川区東品川

5丁目9番6 1109号



企画部員 COLUMN



企画広報支援での気づきを読者のみなさんにシェアする「企画部員コラム」
集客施策や新商品開発、採用など、経営に役立つ情報を発信しています！